

創作された四国へん口資料『空性法親王四國靈場御巡行記』

小松 勝記

本稿を発表するに当たって、愛媛大学、内田九州男教授、山川廣司教授をはじめ、多くの方のご助力を得ましたことに厚く謝意を表します。

文中における敬称は略し、時代性を考察するため異体字・旧字はできるだけ採用。考察の根拠となる資料は、可能な限り原典や影印を提示しています。

I、序論

四国巡拝を記した最古のものとされる文献に、『空性法親王四國靈場御巡行記』（以下『御巡行記』と称す）がある。全文を七五調で綴り美文との評価もみられるが、七五調は各所で崩れ無理の多い文章となっている。霊場をはじめとする当時の寺院の描写に、臨場感が感じられず周辺の人物像も見えない。また時代性の錯誤もあり、四國靈場の巡行記とするには実質的内容が乏しすぎる。

これまでも重要な文献とはされてはならず、ある程度の不審を抱かれながらも、「表題」と「寛永十五年八月」のみが利用されているのが現状である。

本稿では出典、原本、写本等について改めて検討、文言の整合性を検証、『御巡行記』の真偽を考察していきたい。

II、『御巡行記』の所在

本章ではまず『御巡行記』が所収される文献を提示する。

1、『御巡行記』が世に出た最初の文献は『國文東方佛教叢書』（以下『佛教叢書』と称す）第七巻・紀行部。大正十四年六月十五日發行（非賣品）。編纂者、鷲尾順敬。発行者、株式會社、東方書院」である。

表題「空性法親王四國靈場御巡行記」權僧正賢明記

奥書「鷲尾順敬、三浦章夫、校註」

2、『四國遍路記集』（昭和五十六年八月十五月初版発行、伊豫史談会）に所載される。

表題「空性法親王四國靈場御巡行記」賢明

奥書（鷲尾順敬・三浦章夫校訂の「國文東方佛教叢書紀行部」同書による。）

3、『伊豫書籍要集十六』（伊豫史談会が所蔵する古文献の集成録。伊予史談会文庫）

本書は「伊予史談会用箋」への写本。最後の頁にある「昭和四年六月製本」の筆跡から、写本自体は西園寺源透の指示とできるそうだが、外題は『大覚寺宮四國御巡行略記』、内題は『嵯峨御所大覺寺宮一名洲御巡行略記』と異なり、「空性法親王」の名前は見えない。

活字本の『佛教叢書』は写本と比較して、送り仮名の脱落や誤植であろうか誤字や、写本にはある歌が所載されない箇所などが散見される。

補注 活字本『佛教叢書』に所載された『御巡行記』解題は次のように記述されている。

空性法親王四國靈場御巡行記解題

この書は、大覺寺宮空性法親王が、僧正賢明等を従へ、寛永十五年（一六三八）八月南海道四國の弘法大師の靈場を巡行せられたる記なり。當時法親王が僧正賢明に命じて記せしめられたるものなり。南海道四國には弘法大師の靈場多く、古來八十八ヶ所を數ふ。蓋しこれはその重なるものなりと云ふ。謂ゆる四國遍路とて、順禮すること盛に行はる。然れどもその巡行の見聞を記したるもの、この書の如きは未だ類を見ず、尤も尊重せざるべからず。

空性法親王は、誠仁親王の第二の御子にして、後陽成天皇の御弟にあたらせらる。御母は内大臣勸修寺晴秀の女。天正元年（一五七三）に誕生せらる。早年にして嵯峨の大覺寺門跡准后尊信の室に入りて

密教を修し、後大覺寺門跡となり、准后尊信の後を繼がる。慶長三年（一五九八）天王寺別當に補せらる。晩年退居して俗となり、随菴と號す。慶安三年（一六五〇）八月二十五日薨す。御年七十八。

この解題では

①寛永十五年（一六三八）八月から、嵯峨御所大覺寺門跡であつた空性法親王が、四國の弘法大師の靈場を巡行せられたとする。

②その筆者は伊豫菅生山大寶寺の僧侶で、空性法親王に従つて随行した僧正賢明とする。

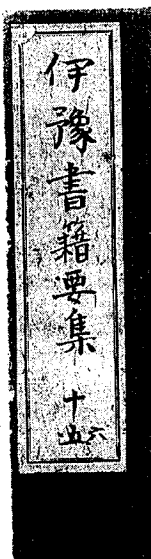
③しかし、この文献を『佛教叢書』に所載するに至つた経緯や出典根拠はどこにも書かれない。

④『御巡行記』は菅生山に始まり菅生山に終わつてゐる。これは京都からやつてきた大覺寺宮の行程としては、書かれる順序に無理を感じる。尤も特徴があるのは、愛媛県における寺社、特に神社とその祭神の記述が多く、中豫の高縄半島とその周辺において詳しい。

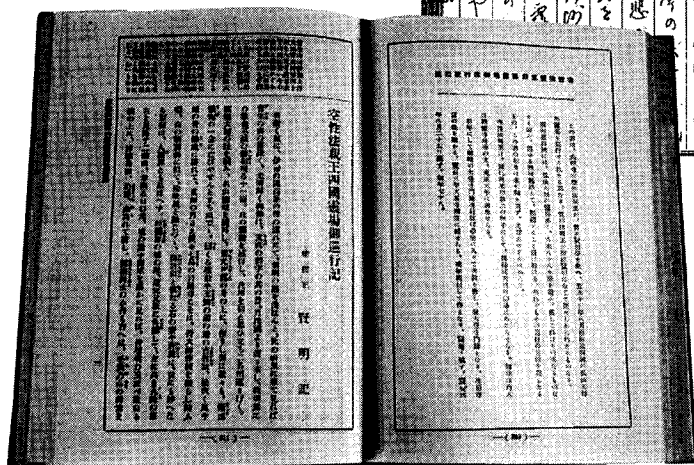
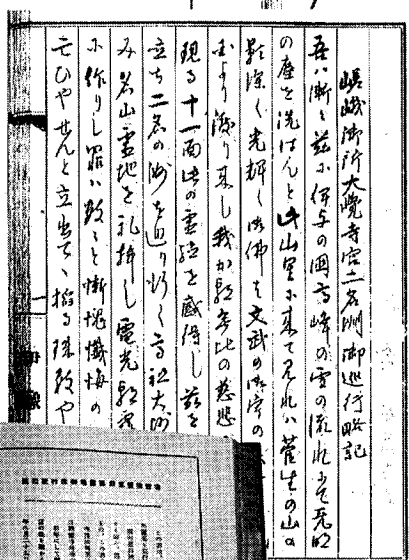
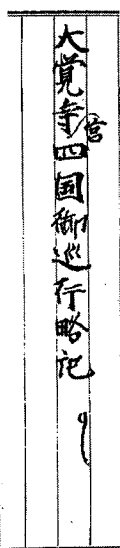
また路程は各所で前後して書かれてゐる。美文調に記述するためと考へてもよいかもしれないが、ヘンロが立ち寄らない札所から離れた所も多い。全体的に幕末の勤王思想に多大の影響を与えた、南朝を美化した皇国史観に立つたと思える文章である。

記述される内容を検討していけば、『古跡遊覧・四國名所誌』や『愛媛面影』、『四國邊路道指南』（以下『道指南』と称す）『四國徧礼功德記』など、地誌やヘンロ案内書から引用した雰囲気強く感じる。

さらにこの『御巡行記』の文章を行単位で比較してみると、活字本における題字と後記を除いた本文二百十五行のうち、伊豫は百二十一行で56%、讃岐は三十五行16%、阿波二十三行11%、土佐三十六行17%と半分以上が伊豫で占められている。



上 『伊豫書籍要集十六』



下 大正十四年六月十五日發行
『國文東方佛教叢書』第十七卷・
紀行部。

Ⅲ、『御巡行記』文中の言葉を検証する。

『御巡行記』の疑問を紐解く重要な鍵は使われる文言にあると考え、寛永十五年にあり得ない言葉を探すことにする。

▽日本三景の厳島↓「日本三景」と言う用語が使われはじめたのは何時か調べると、寛永二十年（一六四三年）儒学者、林春斎は『日本國事跡考』の中で、「丹後大橋立、陸奥松島、安芸厳島、三處を奇觀と為す」と記しているが、三處と書いている。日本三景という呼び方は『和訓栞』である（『国史大辞典』）。寛永十五年当時の呼び方ではなかったと考えられる。

▼香園寺が横峰寺の後に取り上げられる↓承応二年（一六五三）澄禅の『四國邊路日記』（以下『邊路日記』と称す）では「国分寺一宮（寶壽寺）一香園寺一横峰寺」と回るが、貞享四年（一六八七）真念の『道指南』で「国分寺一横峰寺一香園寺一宮（寶壽寺）」と変わっている。これは一宮が洪水で社地を移したためであり、『奉納四國中邊路之日記』（資料紹介・『奉納四國中邊路之日記』（内田九州男）も澄禅と同じ順序である。

▼南に高き銅の山↓『佛教叢書』は頭注で別子銅山としている。これだと元禄四年の創業で、明らかに反証できる文言だが、別子の北にある立川山には、寛永年間に創業した銅山もあった。何故このような頭注にしたか。

▼鹽屋の御坊丸龜の城を左に沙彌の島↓鹽屋の御坊とは丸龜市鹽屋町にある浄土真宗の教法寺のことで、「鹽屋別院」と呼ぶのが一般的。元和元年（一六一五）播州赤穂から檀家二十二戸と共に集団移住し鹽田を開墾した（当初は寺号はなく道場と称していた。寛永二十年（一六四三）讃州那珂郡鹽屋村総道場教法寺と称した。『讃岐國名勝圖會』は「ゆゑありて享保十九年（一七三四）六月、今のごとくなれり」と書いている。

▼大麻彦の宮詣で、富田勝瑞城の墟十里十箇所打ち過ぎて、無比中道の藤井寺、↓現存するヘンロ日記や納経帳に大麻比古神社が見えるのは稀であり、また

札所を回れば勝瑞城への路程はとらない。また「十里十箇所」の表現はあるのだが、「ヘンロ」をした人の言葉としては省略が過ぎよう。

▽名高き大河を、四国の三郎と世に唱ふ↓「吉野川」を「四国三郎」と表現するのは、明治期の『日本地誌略』であり、安永年間から出版され始め、全巻版行されたのが明治二十年となる『和訓栞』は、刀祢川を「坂東太郎」、吉野川を「四国次郎」、筑紫川を「筑紫三郎」と書いている。これからも「四国三郎」と呼ばれはじめたのは、早くても江戸時代末期以降と言えようか。

さらに江戸時代の「ヘンロ日記」に書かれる吉野川について調べてみた。

(1)『四國邊路日記』（以下『邊路日記』と称す）↓「大河」と書くが川名は出ない。

(2)『道指南』↓川名、「吉野川・よし野川」のみである。

(3)『日本行脚文集・卷之五』『四國邊路海道記』大淀三千風↓吉野川を三回渡るような記述がされるが「吉野川」の名前すら出ない。

(4)『四國徧禮繪圖』宝暦十三年（一七六三）細田周英による絵図↓画の川中に「ヨシノ川」と書かれるのみ。

(5)『四國道之記』明和元年（一七六四）備中岡山県の地理学者、古川古松軒↓「よしの川といふ大河あり」

(6)『海南四州紀行』文化元年（一八〇四）↓上岩津ノ穴吹ヨリ徳島へ八里ノ間ヲ吉野川と号ス

(7)『四國徧禮名所図會』寛政十二年（一八〇〇）河内屋武兵衛藏書↓吉野川船渡し三文

(8)『四國中道筋道日記』文化二年（一八〇五）西本兼太郎↓吉野川三筋

(9)『四國巡拜記』文政二年（一八一九）新井頼助↓渡場へ参吉野川ヲ涉る善渡し

(10)『四國徧路獨案内金草鞋第十四編』文政五年頃（一八二二）十返舎一九↓よしの川舟わたし

(11)『四國遍路道中雜誌』天保七年の旅、弘化元年執筆 松浦武四郎↓吉野川、阿州一番の大川也

これらの文献には「吉野川と渡し、三筋」等の表現はあるが「四国三郎」は全く記述されない。特に地理学者、古川古松軒、歌人である大淀三千風や、滑稽本などの作者十返舎一九が用いてないことは、どういふことであろうか。「三郎」にしろ「次郎」にせよ一般には使われてなかつたとできよう。また江戸期の吉野川本流は、現在は旧吉野川とされる河道で、第十堰から下流は明治期の地図には別宮川とある。

▼飛石越えて野根の山城の趾見て行程に↓飛石を通れば野根山は見えない。
▼大日、國分、朝倉の木の丸殿や↓木の丸殿は高知市西部にある朝倉神社を指し道程には入らない。

▼向ふに見ゆる山の名は、禪寺の峯と↓五台山から禪師峰寺のある山は見えない。

▼眞念庵の右左別れる道の所にあり↓次項で詳述する。

▼御月の山の半には、三ヶ月形の石有て、堂も社も無事なるは↓江戸期、忠義公寄進の堂舎は寛永より後であつて、それも二度にわたり焼失、その後は粗末な庵だつたことが『南路志』に見える。幕末に旅した土佐藩士の紀行文も同様である。明治になつて神社として再建された後ならばわかるが。

▼山頼の神靈こそは、近き頃不思議の靈驗ありしとて歩みを運ぶ人絶えず↓伊達宇和島藩、初代藩主秀宗の家老で、元和六年非業の最後を遂げた、山家清兵衛公頼（やんべせえきみより）を祀る和霊神社のことだが、『宇和舊記』では承応年間に建立、元禄十三年に明神号を授与と書かれる。『角川地名大辞典』は伊達宇和島藩初期、藩政改革の対立から一家は政敵に暗殺されたが、藩の政治が確立した頃から追慕されはじめ、承応二年（一六五三）小祠が建てられたとある。

『大海集』（刊本『南路志』十、所収）には、山家清兵衛尉殿八元和六庚申年

六月廿八日、とかなきにさん言にて御卒去（中略）その年方三十八年二至、明暦三丁酉六月廿四日より和霊大明神と奉仰」とあつて、寛永年間には墓所だけの可能性が大きい。

▼比志の城大津城、皆比志川を楯にして（中略）大洲領には札所なし↓大洲の呼称は萬治元年、徳川幕府から二代藩主加藤泰興へ下された文書から使われ始めている。それまでは大津である。

IV、眞念庵とその成立年代

眞念が建てたとされるこの庵名の初出は貞享四年の『道指南』であり、それには「○市野瀬村、さが浦より是まで八里。此村に眞念庵といふ大師堂邊路にやとをかす」と書かれる。

「四国ヘンロ」にとつて眞念という名前は余りにも著明であるが、その周辺については殆ど解明されていない。『道指南』に宥辯眞念とあり、また文中の言葉から一般には頭陀聖とされている。

また『功德記』や香川県牟礼町の州崎寺にある墓塔刻文「ア（我）大法師眞念靈位 元禄六歳大坂寺嶋住僧 六月廿四日施主「安治今」竹邑「次」兵衛立之」などから、大坂の寺島（現大阪市西区本田あたり）に住んでいたと推察されている。しかし生年や享年は不明で、眞念庵前の供養石仏に刻される「爲大法師眞念追福造営焉（地藏菩薩立像）元禄五壬申歳六月廿三日終」と、『西郊餘幹』に「元禄五申歳六月廿三日眞念終」とあることから、没年は元禄五年六月二十三日と考えられる程度しか判明できていない。

天和四子年六月廿三日当庵開山眞
念大師今年丙子歳百三十四年仁成
元禄五申歳六月廿三日眞念終

こゝで土佐に残る文書を提示していこう

1、『南路志3』（刊本）の下茅村の項

「地藏大師堂 天和之頃大坂平（寺力）嶋真念と云發心者建立也」

2、『土佐國堂記抄録』（『皆山集』原本）

「一同村（下茅村）地藏、大師、天和二壬戌年大坂寺島真念以願建立爲四國辺路足摺山參詣之宿所号真念庵」

3、『西郊餘幹』

「天和四子年六月廿三日当庵開山。真念大師今年丙子歳百三十四年に成」

とあり複数の文献から天和年間と理解できる。天和二年（一六八二）と同四年の違いは、庵そのものゝ完成は天和二年であったが、入仏供養は天和四年迄行われなかつた為とできようか。それが時代が下がりその伝承が混同されてきたために、文化十二年（一八一五）成立の『南路志』では天和の頃と記述されたのではないか。

これまでの論考に添えば、真念庵の建立は天和二年（一六八二）となり、寛永十五年（一六三八）との間に四十五年の開きができる。確かに建物はその位の年月が経てば、建て直す必要が出てくるので再建とすることも可能ではある。さらに真念の享年を七十歳と仮定して、同一人の真念が二度建てたとすれば、最初は十六歳となる。これではあまりに若すぎないであろうか。また享年を八十歳としても、二十六歳で単なる頭陀聖であったとすれば、その真念に^{*}そのような経済力があつたのか疑問がおこる。寄進を募るとしても多くの喜捨が集まつたとは考えにくい。

^{*}四国の霊場に番次を付し、意図的に八十八ヶ所形成を目論んだ組織が存在したと仮定、その現地責任者の任にあつたとしても年齢的に若すぎ、寛永十五年に真念庵が存在したことには無理があろう。

尤もこの市野瀬に、足摺打戻をする修行者のための場所があつたことは、

『邊路日記』によつて検証できる。しかしそこが「真念庵」と呼ばれたとする論拠は今のところない。

再度「真念庵」を検討してみる。興味深い資料に地元の橋本登氏が昭和五十年五月出版した『下茅の歴史』がある。それには「地元では、市野瀬から三原村に入る途中、成川に音瀬寺という寺があつたが荒れていたため、真念が本尊地藏菩薩を市野瀬に移し、弘法大師・薬師如来とともに祀つたのが始まりと伝承されていた」と書かれ、『土佐州郡志下』にも下野茅村の項で「地藏堂 在成川古有音瀬寺今亡」とある。

V、大覺寺門跡の四国における記録

1、四十番觀自在寺

「一、嵯峨の大覺寺宮、弘法大師の跡をしたひ、寛永十五年十月初に此寺へ參詣の時、白銀壹枚被^レ上之由。」とある。『宇和舊記』

2、四十三番明石寺

「一、寛永十五年十月、嵯峨大覺寺門跡二品空性法親王、四國邊路修行の時、此寺に一宿（以下略）」

「二、此時觀音へ御初穂として、大覺寺宮より白銀壹枚被^レ上の由。」と記載されている。『宇和舊記』

3、臨海山福壽寺龍光院

「當寺は寛永二年此地に移轉、全六年末森村に於て百石を賜ふ、全十五年大覺寺宮二品親王留宿臨海山福壽寺の號を賜ふ、於是大覺寺を本山となす。○吉良本を以て補ふ」との記録も残っている。『宇和舊記』

VI、寛永十五年の旅は空性法親王ではなかつた

こゝまでの検証から寛永十五年に無い言葉は複数指摘できたと考えるが、さらに興味深い資料を提示したい。

それは土佐藩の記録を集成した『山内家史料・第二代忠義公紀・第二編』（以下『山内家公紀』と称す）である。

その前に『御巡行記』に登場する主要人物を挙げておきたい。

『大覚寺年譜』『大覚寺門跡略記』や「解題」

准三宮尊信

門跡就任 永禄十一年（一五六八）

天正十六年（一五八八）薨。

空性法親王 天正元年（一五七三）生

門跡就任 天正十七年（一五八九）十七歳（大覚寺年表）

慶長三年（一五九八）天王寺別當（原典解題）

門跡退隠 元和元年（一六一五）四十二歳（大覚寺年表）

慶安三年（一六五〇）八月二十五日薨、享年七十八歳。

尊性法親王 慶長七年（一六〇二）十月八日生

門跡就任 元和元年（一六一五）十三歳（大覚寺年表）

門跡退隠 慶安四年（一六五二）

慶安四年（一六五二）三月二十二日薨、享年五十歳。

大覚寺門跡としての順序は、准三宮尊信→空性法親王→尊性法親王となる。

補注：天皇の代が『羣書類従』と異なる。

『山内家公紀』の記録から日程の判明するものを挙げる。

八月二十日 阿波へ着船。

九月四日 徳島城訪問。

九月六日 阿波守が尊性法親王を訪ねる。

九月十三日 阿波出立 小松島・阿南・由岐・牟岐には寄港したか。

九月十六日 甲浦着 こゝから高知への途中の佐喜浜・室津・奈半利に寄港

したか。

甲浦・東寺（最御崎寺）・西寺（金剛頂寺）の浦奉行への指図はあるが、立ち

寄ったとの資料は見られない。

九月二十八日 高知出船伊豫へむかう。途中で井尻、興津、窪津などへの寄港は考えられる。

高知では『御國年代記』に「○寛永十五戊寅九月、大覚寺尊性法親王、四國廻覽之爲御來國、常通寺御在留」とある。また『御手許日記』には「……同（九）月廿八日、興州、伊達遠江守殿領分え御出船の由……」。さらに『御記録』には「……常通寺御滞留、此時之御供、讃州八嶋寺上人、連歌師玄陳……罷越、忠義公於寺再三御對顔、御城え御招請。其後御門主御歸京之節、蹉跎山御參詣、常通寺嚴昭法印十二世供奉仕」とあり、金剛福寺へは立ち寄った可能性はあるが確証はない。

この記録からは阿波での滞在が長く、鳴門見物をするなど二十日あまり逗留、次いで土佐が十日程である、伊豫、讃岐は不明で「……安藝國嚴嶋へ巡せ玉ひ神無月未御歸洛ましましける……」とあるが、讃岐の後に嚴嶋へ立ち寄るのは行程としては不自然なので、伊豫、嚴嶋、讃岐と考えられよう。

讃岐においては『玉藻集（香川叢書三所収）』に「寛永十五年十一月上旬、大覚寺二品親王爲三國一見下三向讃國二。生駒氏高俊崇敬ス。」とある。

『香川の歴史・第三号』所収、佐藤恒雄の「冠纓神社藏天治本萬葉集卷十五断簡について」には、尊性法親王についての記述がある。また『続羣書類従・第四輯下補任部』所収『卷第九十五大覚寺門跡略記』には「二品親王尊性」の項中に「同（寛永）十五年九月四國遍路」とある。

『大覚寺文書』には日野資勝の大勝院への書状に、尊性法親王が四國から首尾良く帰洛したことを喜んだことが記される。

これまでの資料を総合判断して、寛永十五年に大覚寺宮の四國巡覽はあったとでき、それは尊性法親王であった。時を同じくして空性法親王も四國へ入っていた可能性も、完全に否定できるものではないが、大覚寺門跡としての旅は尊性法親王だと考えるべきであろう。

是月京嵯峨大覺寺嵯峨野郡

門跡尊性法親王四國廻

覽、途次阿波ヨリ來國

尋イデ伊豫ニ移ラル

御記錄他國人御 寬永十五戊寅辛大覺寺尊

性法親王院陽成 四國為御見物 御邊路御執行

ニ付阿州江御渡海夫ヨリ御國江御越常通寺

ニ御在留於三之御光御饗應是ヨリ豫州路江

御越則此趣從忠義公御老中江被仰遣之

御記錄御國御 同永。寬十五年洛陽嵯峨大覺

山内家史料

侯爵山内家

寺御門主尊性四國為御通歷御下國常通寺御

滞留此時之御供讚州八鳴寺上人連歌師玄疎

醫師并狩玄譽法眼坊官管性伯罷越忠義公於

寺再三御對顔御城江御招請其後御門主御歸

京之節蹠跑山御參詣常通寺嚴昭法印十二世

供奉仕

御寺許文書

態言上仕候仍嵯峨之大學覺寺殿四國邊路

ニ御出被成候由一て去六日ニ爰元迄御下

被成候先阿州へ御渡海可被成由一て阿波

第廿三卷 寬永十五年

殿へ御迎船之儀被仰遣候公儀大事之儀ニ

候間如何可有御座候々之阿波殿ヨリ板倉

周防殿へ被仰入候處ニ不苦候條御船可被

仰付由御返事ニ御座候故御迎船近日上着

可仕由ニ御座候御國へ御越被成候儀も可

有御座々之存御左右申上候阿波殿へ被仰

談様子被聞召屈御尤ニ奉存候此等之趣宜

預御披露候恐惶謹言

八月十五日坂 黑部 三平(花押)

山内家史料

侯爵山内家

岩崎又右衛門殿

先可申上候御同修理大夫殿御ニ而頃御

歸國之由ニ候然處森志摩守罷出御馳走

候て仕候由阿波守哉等迄致満足候萬端

追追可中承候以上

追而去四日之御狀今日於在所島德令拜見

得其意候如蒙良久不得尊意御床敷存義ニ

候先以互息災御座候て珍重ニ候如仰嵯峨

大學寺殿爰元為御見物御渡海一兩日中ニ

三九 日野資勝書狀(墨紙)

二九・五×四六・〇

〔編裏ウツ書〕

〔捺封〕 大勝院殿

資勝

返く、今度者永く御旅行ニ候處、御恩災にて下く迄無事ニ

御使者、殊更爲御宮寄座御上落、目出度存候、又内義之者にも、綿貳卷拝領、忝頂戴仕候、細子十把拜領、忝由申候間、是又可然者四國ヨリ御仕合首尾能然様ニ御披露奉願存候、以上

還御之由、内々承候へ共、手前用

所共候故、御里坊へ御成之時分、

致伺可申上存候處、剩御出京

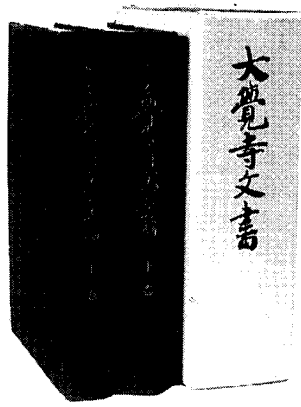
をさへ不存候事、沙汰之限存候、

如何様致伺可申上候間、不具候、

恐々謹言、

十一月廿日

資勝



Ⅶ、『御巡行記』偽書説

これまで『御巡行記』の信憑性について疑問な点を複数挙げてきたが、そうするまでもなく偽書説は既に昭和初期からあった。それも『伊豫史談』において二度取り上げられている。

偽書説その一

昭和三年七月三十日発行『伊豫史談五十四號』の伊豫圖書目録に、「〇二名洲御巡行略記 理覺坊執筆 一冊 幡多寺、西、山、長 寛永十五年、嵯峨大覺寺空性法親王四國御巡行記也、後世竄入して原質を失ひ、今は偽書とみらるるに至れり。」とある。

伊豫圖書目録

三十七

文學博士 山本 信哉編輯
西園寺源透増補

フの部

〇二名洲御巡行略記 理覺坊執筆 一冊 幡多寺、西、山、長
寛永十五年、嵯峨大覺寺空性法親王四國御巡行記也、後世竄入して原質を失ひ、今は偽書と見らるるに至れり。

伊豫史談第二十三卷第四號

昭和十二年十月廿五日發行

研究

四國靈場考

七十四齣 西園寺源透

一、序 論
二、八十八齣所屬論

(は) 大覺寺西二名洲巡行筆記

此書は七五齣の撰文にして、所謂和讃體のもので、好文句の多い趣味ある文章である、後世得能衆等が撰りに竄入調飾して、眞偽の區別が分らぬ様にしたのは残念である、併し寛永十二年に、大覺寺空性法親王が、四國巡行あらせられた事は事實で、他に旁證が二三ある、當時有名の連歌師里村文謙が隨行すれば、記行を作りたるは勿論であらう、それが其儘傳はらないのは遺憾である。

偽書説その二

昭和十二年十月廿五日発行『伊豫史談第九十二號』（『伊豫史談第二十三卷第四號』として復刻）、西園寺源透の「四國靈場考」と題した論考

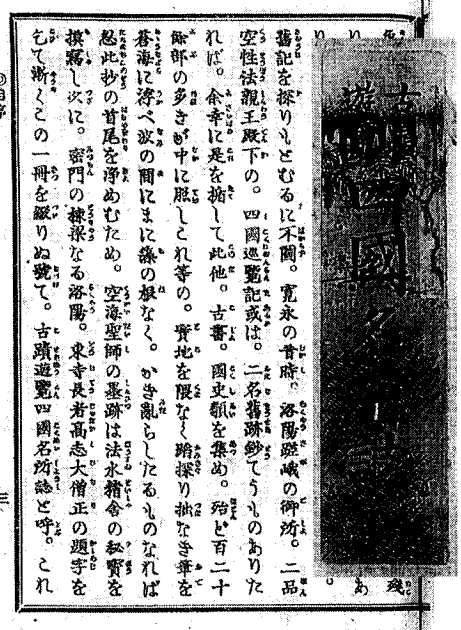
「五、四國靈場に係る文献」（は）大覺寺宮二名洲巡行畧記

「此書は七五調の韻文にして、所謂和讃體のもので、好文句の多い趣味ある文章である、後世得能桑洲等が猥りに竄入潤飾して、眞偽の區別が分らぬ様にしたのは残念である、併し寛永十二年に、大覺寺空性法親王が、四國巡行あらせられた事は事實で、他に旁證が二三ある、當時有名の連歌師里村玄陳が随行しあれば、記行を作りたるは勿論であらう、それが其儘傳はらないのは遺憾である。」と書かれる。

この文章に誤植がないとして事実を抜き出せば、『空性法親王四國靈場御巡行記』の原題は『大覺寺宮二名洲巡行畧記』であり、原文は眞偽の區別がつかないくらい改竄されていた。さらに空性法親王の御巡行は寛永十二年だとある。門跡を退いた空性法親王は還俗して隨菴と号し、各地を巡錫したと言われる。空性法親王は二度、巡覽をした伝承も残っており、大寶寺を拠点に四國を回ったことは充分にあり得る。

ただ、もつと原点に立ち返って考察すれば、寛永十五年当時の大覺寺門跡は尊性法親王であり、『続羣書類従』などの原本に触れることが出来る立場の鷲尾順敬氏らが、原典に『空性法親王四國靈場御巡行記』とした題名が付いていたならば、何故違和感を感じなかつたのであろうか。

『大覺寺宮二名洲巡行畧記』を改竄、巡行の時期は寛永十五年、表題を『空性法親王四國靈場御巡行記』としてまで発表した意図は何だったのか、また得能桑洲等とあるが「等」に含まれる人は誰であろうか。『伊予人物名鑑』によれば、得能桑洲は大正三（一九一四）年三月二十八日没であるが、明治二十八年に『古跡遊覧・四國名所誌』を発行、その序文で空性法親王の四國巡覽に触れている。



VIII、尊性法親王が四國を巡覽した目的

それでは尊性法親王はどのような目的で四國を巡覽したのであろうか。これには寛永十五年という年が重要な意味を持っていると思える。

慶長五年（一六〇〇）関が原の戦いに勝利した徳川家康が、実質的な国家権力者となり、それまでの所領は所有者が変わっていくことになる。寺院に對しては元和元年（一六一五）『寺院法度』が制定された。寛永二年（一六二五）には江戸上野に寛永寺を建立、天海（慈眼大師）の天台宗が仏教界の頂点となり、さらに寛永十二年（一六三五）寺領没収、本末制度確立など寺社奉行による統制が行われた時期である。

こうした政治状況に危機感を抱いた尊性法親王が、教宣活動（末寺獲得？）の必要性を痛感して、四國巡覽の旅に出たとするのも荒唐無稽なことではなからう。この時、土佐では大覺寺派に転派した寺院は見られない（土佐における別格本山だった竹林寺と常通寺は、安井門跡の城州觀勝寺末であったが、こゝは大覺寺系の寺院だった）。ただ『大覺寺文書』からは四十番の觀自在寺や、宇和島にある龍光院のように、伊豫・讃岐・阿波では、この時期に大覺寺派になったと思われる寺院が複数見られる。

大寶寺（四十四番札所）

浮穴郡久萬山之内菅生山大覺院大坊

延寶四年六月十日 代替御禮當住快智、御令旨拜領

龍光院（宇和島藩祈禱寺）

寛永十五年十月六日 被召加當住榮瑜

石手寺（五十一番札所）

温泉郡、熊野山、虚空藏院

寛永十五年十月十七日 被召加當住實秀

大願寺 嚴島 放光院 寛永十五年十月廿一日 被召加當住善榮

寛文五年八月廿九日 院號拜領當住有任

神宮寺

三木郡池戸村、智光山、惠徳院

寛永十五年十月七日 被召加當住秀有

國分寺（八十番札所）

南條郡、白牛山、千手院

同年十月六日 被加當住宥盛

寶藏院（八十八番大窪寺等の本寺）

寒川郡長尾東村、

右同日 被加當住秀盛

一方の空性法親王を考えれば、元和元年（一六一五）には大覺寺門跡を退隠している。その後各地を巡ったと伝わるので、大寶寺に止住していたこともあり得る。伝承には「空性法親王は二度、巡覽をした」ことも残るので、あるいはとの見方も可能で、『宇和舊記』における明石寺の記述も、空性法親王と尊性法親王を混同したとすることもできよう。

IX、結論

これまでの考察から次のことが結論できる。

- 一、尊性法親王は『御巡行記』にあるように、寛永十五年（一六三八）八月から十一月にかけて四国を巡った。
- 二、この時には空性法親王は同行してなかった。
- 三、空性法親王は門跡を退隠した後、ある時期には大寶寺に止住しており、誰か（あえて賢明をとらない）を供に四国を巡覽していた可能性は残る。
- 四、(三)の仮定に立つても、空性法親王の「四国巡覽」の時期は不明。
- 五、空性法親王の「四国巡覽」は記録されていた。
- 六、その文書を元に誰かが改竄し、写本内題に『嵯峨御所大覺寺宮一名洲御巡行略記』と書かれる創作紀行文を作った。
- 七、さらに『佛教叢書』では『空性法親王四国霊場御巡行記』の表題となって発表された。しかしその意図は不明。
- 八、『宇和舊記』の觀自在寺と「臨海山龍光院」における「・・・嵯峨の大覺寺宮・・・」の記述を含め、大覺寺門跡の巡覽はほぼ確定できようが、明石寺における記述は二人を混同したものと考えられる。

空性法親王の御巡行そのものを、無碍に否定することには難はあるが、以上のことから成立年代についてのみを言えば、寛永十五年は尊性法親王の御巡行であり、同行を裏付ける資料が出てこなければ、『御巡行記』の成立を寛永十五年とすることには無理があると言えよう。

誰がどのような意図を持って書いたのかは確証がないので、それを提示することは差し控えるが、『御巡行記』としたものは、明治時代後期以降、大正十四年までに世に出されたと考えるのが妥当であろう。